

# 滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和6年2月5日(月) 午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件  
申請人 〇〇〇〇 他3件

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件  
申請人 〇〇〇〇 他3件

議案第38号 農用地利用集積計画の策定について  
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、  
新村 剛、杉本 久美子

(出席推進委員・8名)

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、  
開田 豊一、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長

それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。  
本日は、3,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断  
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認

議案第37号1番  
申請農地：滑川市〇〇〇〇番 外15筆  
譲受人：〇〇〇〇

帰庁

会 長

それでは、会議を再開します。  
議事録署名委員に、松井 滋樹委員、澤田 博行委員を指名します。  
これより議案審議に入ります。

会 長

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に  
ついて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

(議案第36号1番について朗読及び説明)  
申請地は、〇〇〇〇 外7筆、田です。  
申請地は、国道8号、県道立山魚津線、北陸新幹線に面する農地です。  
申請者は、〇〇〇〇地内等で水稻やそばを18町ほど耕作しています。申請  
地は、これまでも譲受人が譲渡人から依頼を受けて水稻を作付けしており、  
譲渡人が長らく〇〇〇〇に居住しており、今後も自ら農地を管理していくこと  
が困難なことから、これを機に譲受人に譲渡するものです。

会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員

先月、石黒推進委員と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いま  
す。

石黒推進委員

澤田委員と確認してきました。これまでも耕作されていた農地であり、  
そのまま継続されるとのことで問題ないと思います。

会 長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 36 号 2 番について朗読及び説明)  
申請地は、XXXXXXXXXX 外 5 筆、田です。  
申請地は、県道古鹿熊・滑川線、市道大日大浦線、下大浦杉本線に面する農地です。  
譲受人はXXXXXX内で 15 年以上農業をしてきましたが、この度XXXXXX地内の中古住宅を購入し、居住することになったことに伴い、居住地の周辺で農業を行いたいと考えていたところ、申請地の所有者と話がまとまり、取得できることとなりました。農地取得後は引き続き本人や家族・友人とともに水稲を作付けするとともに、一部ねぎやかぼちゃを作付けしていく予定です。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

江下委員

譲渡人は昨年までXXXXXXXXXXに農地の管理を委託されていました。今年から譲受人に渡されるということです。譲受人が居住予定としているのが譲渡人の実家だそうです。そこに居住して農業をするということで特に問題ないと思います。

荒籠推進委員

私も特に問題ないと思います。

会長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は許可することといたします。

会長

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 36 号 3 番について朗読及び説明)  
申請地は、XXXXXXXXXX 外 26 筆、田です。  
申請地は、市道大日大浦線、下大浦杉本線等に面する農地です。  
譲受人は 2 番と同様です。申請地は、XXXXXXに居住する譲渡人がXXXXXXXXXXに依頼し、水稲が作付けされていましたが、この度関係者で話がまとまり、取得できることとなりました。農地取得後は引き続き本人や家族・友人とともに水稲を作付けするとともに、一部ねぎやかぼちゃを作付けしていく予定です。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

江下委員

譲渡人の方が、2 番同様XXXXXXXXXXに(農地管理を)委託されていました。2 番と同じ方が譲り受けられるということで、特に問題ないと思います。

荒籠推進委員

私も特に問題ないと思います。

会長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は許可することといたします。

会長

次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 36 号 4 番について朗読及び説明)  
申請地は、XXXXXXXXXX、田です。  
申請地は、XXXXXX地内農道に面する農地です。  
譲受人は、XXXXXX地内等で 3 町ほど水稲・根菜・葉野菜を作付けしており、学童施設の畑の手伝いなどもされています。これまでも申請地は譲受人が所有する両隣の隣接地と共に譲受人が耕作を行ってきました。譲渡人から今後の維持管理等を懸念され、譲受人に譲渡したい旨相談があったことから、今回申請されたものです。農地取得後は、引き続き水稲を作付けしていく予定です。

職務代理

地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員

譲受人は譲渡人と同じ町内に居住しており、以前よりこの土地を管理し耕作してきた方です。今後の農地の耕作・管理には何ら問題はないと思います。

開田推進委員

私も全く問題ないと思います。

職務代理

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は許可することといたします。  
では、進行を会長へお返しします。

会長

続きまして、議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に

関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案第 37 号 1 番について朗読及び説明)

申請地は、県道古鹿熊・滑川線、市道稲泉野町線に面する農地です。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、既存地の面積 (約 10 万㎡) の 2 分の 1 を超えない範囲での拡張として例外的に許可できるものと考えられます。

転用理由は、製品置場・駐車場です。

申請者(譲受人)である■■■■■■■■■■は、■■■■に本社を有し、■■■■■■■■■■の関連会社として、各種変圧器・保護制御盤等の製造販売を行っており、この度、現事業所等の老朽化、業務の効率化等に伴い、新工場の新築を計画したところ、現敷地内には、事業所・工場・駐車場が存在すること、また、現事業所等を稼働しながら建て替えることも難しいことから、事業所隣接地を取得し、現駐車場を移設、かねてより不足している製品置場を新設することにより、移設後の既存敷地に工場を新築することを計画しました。

このことから、交通量の比較的少ない県道に面し、社員や製品運搬車の出入りに向いている申請地が適地と判断され、関係者の同意を得、社員駐車場 315 台及び製品置場等を整備する予定としています。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止するとともに申請地内周囲を緑地で囲い配慮します。雨水は、敷地内海側に雨水調整池を設置し、2 基の油水分離槽を経由し、オリフィスを介し既存隣接河川に放流します。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員

先日、浦田推進委員と現地確認してきましたが、今日皆さんとも現地確認して先ほど説明を聞いたとおりであり、特に問題ないと思います。

浦田推進委員

私も問題ないと思います。

会長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は 3,000 ㎡以上の転用申請でありますので、県農業会議へ諮問し、その意見を付け、県へ進達することといたします。

会長

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 37 号 2 番について朗読及び説明)

申請地は、市道駅南区画 34 号及び 35 号線に面する農地です。

申請地は、用途地域内(第 1 種中高層住居専用地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、一般住宅敷地です。

譲受人は、現在■■■■のアパートに最近婚姻した妻と居住しています。この度、婚姻を機に住居を構えることを考え適地を探していたところ、申請地が公園等公的施設、保育所、小学校、鉄道駅、商業施設等が周囲にあり住環境に優れていることから関係者の同意を得、今回申請されたものです。

隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員

浦田推進委員と先日現地を確認してきました。こちらの地目は「田」となっていますが、現況は雑種地となっています。特に問題はないと思います。

浦田推進委員

私も問題はないと思います。

会長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 37 号 3 番について朗読及び説明)

申請地は、県道古鹿熊・滑川線に面する農地です。

申請地は、宅地と用水に挟まれた生産条件に劣る農地であり、第 2 種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は、貸進入路です。

譲受人は■■■■に本社を有し、不動産業を営んでいます。この度、申請地に隣接する中古住宅を取得し、貸空き家として事業を行うこととしました。改めて現地を確認したところ、敷地内に駐車場のスペースはありますが、県道に面しており、車を転回させるには県道にはみ出してしまい、危険なことが判明しました。このことから、申請地を進入路として、中古住宅の裏から回り、県道側に正面を向いて駐車することができるものです。

申請地は■■■■土地改良区の受益地で、同改良区から大きな造成を行わな

い旨意見が出ていますので、基本的には現状のまま使用します。雨水は地下浸透します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 浦田推進委員と現地を確認してきましたが、この土地は小さく、畑をするのは難しいと思われ、特に問題はないと思います。

浦田推進委員 用途も限られており、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第37号4番について朗読及び説明)  
申請地は、県道堀江・魚津線に宅地を挟んで面する農地です。  
申請地は、地鉄[ ]駅から300メートル以内の農地であることから、公共施設整備済区域の第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、住宅敷地拡張です。

申請地は申請地に隣接する宅地とともに譲受人の父親が親族から農地を譲り受け、平成6年頃に住居を構え居住していますが、この度相続登記義務化に伴い、自身の資産を確認していたところ、住居の一部が叔父が所有する農地にまたがっていることが判明しました。このため、取り急ぎまたがっている農地の部分を分筆し、関係者の同意を得、宅地への地目変更を行い、現状を是正するために申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁があります。雨水は、これまでどおり敷地内側溝を介し、県道側側溝に放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

高橋委員 (譲受人の)[ ]さんに確認をしましたところ、今ほど説明のあったとおり最初の測量ミスとのことで、現在は宅地造成されており問題ないと思います。

滝川推進委員 今説明のあったとおり、造成されており特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。  
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第5条第1項の規定に基づき、改正前の同法18条第1項の規定により、6ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

7ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手75件、借り手16件で、面積合計は316,102㎡で、うち新規は29件、68,555㎡になります。詳細は8～19ページに記載のとおりです。

20ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手7、借り手は中間管理機構の1件、面積合計は21,277㎡です。

詳細は21ページに記載されています。22ページは参考資料になりますが、借り手である耕作者は[ ]です。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後4時20分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員